

## **第1章**

### **教育委員会の活動状況等**

## 1 教育委員会の会議等の開催状況

幕別町教育委員会の会議は原則として公開で、おおむね月に1回開催している。

この会議においては、5名の幕別町教育委員会委員が学校その他の教育機関の設置、管理等に関すること、教育委員会及び学校の職員の任免に関することなど、教育委員会が所管する教育に関する様々な議題について審議している。

平成26年度は15回の会議を開催した。

### 1) 平成26年第5回会議 [平成26年4月25日(金) 幕別町教育委員会 会議室]

- ・ 報告第9号 専決処分した事件の承認について  
(要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助の認定について)
- ・ 報告第10号 専決処分した事件の承認について  
(幕別町奨学資金選考委員会委員の委嘱について)
- ・ 報告第11号 専決処分した事件の承認について  
(幕別町教育研究所所長、副所長及び所員の任命について)
- ・ 報告第12号 修学旅行の引率業務等に従事する町立学校職員の勤務時間の割振り等に関する要領の一部を改正する要領
- ・ 報告第13号 平成26年度幕別町立小中学校及び幕別町立幼稚園運営協議会委員の委嘱について
- ・ 議案第19号 幕別町スポーツ推進委員の委嘱について
- ・ 議案第20号 第12地区教科書採択教育委員会協議会委員の代理人の指定について
- ・ 議案第21号 要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助の認定について

### 2) 平成26年第6回会議 [平成26年5月29日(木) 教育委員会 会議室]

- ・ 議案第22号 幕別町社会教育委員の委嘱について
- ・ 議案第23号 幕別町文化財審議委員会委員の委嘱について
- ・ 議案第24号 幕別町学校給食センター運営委員会委員の委嘱について
- ・ 議案第25号 幕別町私立幼稚園就園奨励費補助金等交付要綱の一部を改正する要綱
- ・ 議案第26号 幕別町立幼稚園入園料及び保育料減免要綱の一部を改正する要綱
- ・ 議案第27号 平成26年度幕別町一般会計補正予算の要求について
- ・ 議案第28号 要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助の認定について

### 3) 平成26年第7回会議 [平成26年6月26日(木) 積内コミュニティセンター 交流室]

- ・ 報告第14号 専決処分した事件の承認について  
(平成26年度幕別町一般会計補正予算の要求について)
- ・ 報告第15号 専決処分した事件の承認について  
(平成26年度第12地区教科書採択地区調査委員会委員の推薦について)
- ・ 報告第16号 専決処分した事件の承認について  
(平成26年度第12地区教科書採択地区調査委員会委員の委嘱について)
- ・ 報告第17号 専決処分した事件の承認について  
(幕別町社会教育委員の委嘱について)
- ・ 議案第29号 幕別町立学校管理規則の一部を改正する規則
- ・ 議案第30号 幕別町いじめ問題等対策委員会設置要綱の一部を改正する要綱
- ・ 議案第31号 学校施設環境改善交付金事業施設整備計画の事後評価について
- ・ 議案第32号 要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助の認定について

- 4) 平成26年第8回会議 [平成26年7月25日(金) 教育委員会 会議室]  
・ 議案第33号 幕別町いじめ問題等対策委員会委員の委嘱について  
・ 議案第34号 幕別町教育委員会の職務権限に関する事務の一部を教育長に委任する規則の一部を改正する規則  
・ 議案第35号 要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助の認定について
- 5) 平成26年第9回会議 [平成26年8月29日(金) 教育委員会 会議室]  
・ 報告第18号 平成26年度全国学力・学習状況調査結果について  
・ 報告第19号 平成26年度夏休み「学び隊」の実施結果について  
・ 議案第36号 平成27年度に使用する小学校用教科用図書の採択について  
・ 議案第37号 平成27年度使用教科用図書のうち学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択について  
・ 議案第38号 平成27年度に使用する中学校用教科用図書の採択について  
・ 議案第39号 平成26年度幕別町一般会計補正予算の要求について  
・ 議案第40号 平成25年度幕別町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価について  
・ 議案第41号 要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助の認定について
- 6) 平成26年第10回会議 [平成26年9月30日(火) 教育委員会 会議室]  
・ 議案第42号 幕別町教職員住宅管理規則の一部を改正する規則  
・ 議案第43号 第5期幕別町総合計画3カ年実施計画の提出について  
・ 議案第44号 幕別町いじめ防止基本方針(案)について  
・ 議案第45号 幕別町教育委員会事務局職員の任免について  
・ 議案第46号 要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助の認定について
- 7) 平成26年第11回会議 [平成26年10月1日(水) 教育委員会 会議室]  
・ 幕別町教育委員会委員長の選挙について  
・ 幕別町教育委員会委員長職務代理者の指定について
- 8) 平成26年第12回会議 [平成26年10月30日(木) 教育委員会 会議室]  
・ 議案第47号 幕別町就学指導委員会委員の委嘱について  
・ 議案第48号 幕別町いじめ防止基本方針(案)について  
・ 議案第49号 要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助の認定について
- 9) 平成26年第13回会議 [平成26年11月26日(水) 教育委員会 会議室]  
・ 報告第20号 第5期幕別町総合計画3カ年実施計画について  
・ 議案第50号 幕別町いじめ防止対策推進委員会条例の制定の申し出について  
・ 議案第51号 幕別町奨学資金条例の全部改正の申し出について  
・ 議案第52号 平成26年度幕別町一般会計補正予算の要求について  
・ 議案第53号 要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助の認定について
- 10) 平成26年第14回会議 [平成26年12月17日(水) 教育委員会 会議室]  
・ 議案第54号 幕別町中学生海外研修派遣事業要綱  
・ 議案第55号 幕別町高校生海外研修派遣事業要綱  
・ 議案第56号 平成27年度幕別町一般会計予算の要求について

- ・ 議案第57号 平成26年度「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果公表について
  - ・ 議案第58号 要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助の認定について
- 11) 平成27年第1回会議 [平成27年1月28日(水) 教育委員会 会議室]
- ・ 報告第1号 平成26年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果について
  - ・ 報告第2号 平成27年度全国学力・学習状況調査への参加について
  - ・ 報告第3号 幕別町中学生海外研修派遣事業研修生の決定について
  - ・ 報告第4号 幕別町高校生海外研修派遣事業研修生の決定について
  - ・ 議案第1号 幕別町いじめ防止対策推進委員会委員の委嘱について
  - ・ 議案第2号 幕別町文化表彰規則の一部を改正する規則
  - ・ 議案第3号 幕別町スポーツ表彰規則の一部を改正する規則
  - ・ 議案第4号 要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助の認定について
- 12) 平成27年第2回会議 [平成27年2月25日(水) 教育委員会 会議室]
- ・ 報告第5号 平成27年度幕別町一般会計予算の内示について
  - ・ 議案第5号 幕別町就学指導委員会設置条例の一部を改正する条例の申し出について
  - ・ 議案第6号 幕別町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の申し出について
  - ・ 議案第7号 平成26年度幕別町一般会計補正予算の要求について
  - ・ 議案第8号 要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助の認定について
- 13) 平成27年第3回会議 [平成27年2月27日(金) 教育委員会 会議室]
- ・ 議案第9号 教育委員の辞職同意について
- 14) 平成27年第4回会議 [平成27年3月13日(金) 教育委員会 会議室]
- ・ 議案第10号 学校職員の解職の内申について
  - ・ 議案第11号 平成27年4月1日付校長人事異動の内申について
  - ・ 議案第12号 平成27年4月1日付教頭人事異動の内申について
  - ・ 議案第13号 平成27年4月1日付一般教職員人事異動の内申について
  - ・ 議案第14号 平成26年度幕別町文化賞、スポーツ賞等の被表彰者の決定について
- 15) 平成27年第5回会議 [平成27年3月27日(金) 教育委員会 会議室]
- ・ 報告第6号 専決処分した事件の承認について  
(平成26年度幕別町一般会計補正予算の要求について)
  - ・ 報告第7号 小学校及び中学校における事務主任の命課基準の一部を改正する基準
  - ・ 報告第8号 修学旅行の引率業務等に従事する町立学校職員の勤務時間の割振り等に関する要領の一部を改正する要領
  - ・ 議案第15号 幕別町立学校管理規則の一部を改正する規則
  - ・ 議案第16号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則
  - ・ 議案第17号 幕別町修学支援資金支給規則
  - ・ 議案第18号 幕別町奨学資金選考委員会規則を廃止する規則
  - ・ 議案第19号 幕別町立幼稚園規則の一部を改正する規則
  - ・ 議案第20号 幕別町立小中学校及び幕別町立幼稚園運営協議会要綱の一部を改正する要綱
  - ・ 議案第21号 幕別町立幼稚園入園料及び保育料減免要綱を廃止する要綱
  - ・ 議案第22号 幕別町教育委員会学校教育推進員要綱の一部を改正する要綱

- ・ 議案第23号 幕別町教育委員会事務局処務規程の一部を改正する規程
- ・ 議案第24号 幕別町教育委員会公印規程の一部を改正する規程
- ・ 議案第25号 幕別町立わかば幼稚園則の一部を改正する園則
- ・ 議案第26号 平成27年4月1日付学校職員採用に係る内申について
- ・ 議案第27号 幕別町教育委員会事務職員の任免について

## 2 条例、規則等の制定、計画等の策定等の状況

### 1) 教育関係条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育に関する条例の制定改廃に関して、意見の申出を行い、次のとおり4件の条例が改正された。

#### ① 幕別町いじめ防止対策推進委員会条例

～いじめ防止等の実効的な対策又はいじめの事案に係る重大事態発生時に事実関係を明確にするための調査審議を行う付属機関として、幕別町いじめ防止対策推進委員会を設置するための制定 [平成26年12月19日公布/平成26年12月19日施行]

#### ② 幕別町奨学資金条例の全部改正

～北海道における給付型の奨学資金が、平成26年8月に創設されたことから、現行の奨学資金について、北海道の奨学資金を補完する新たな制度として再構築するための全部改正 [平成26年12月19日公布/平成27年4月1日施行]

#### ③ 幕別町就学指導委員会設置条例の一部を改正する条例

～早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から機能の充実を図るとともに、名称を「就学指導委員会」から「教育支援委員会」とする改正 [平成27年3月10日公布/平成27年4月1日施行]

#### ④ 幕別町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例

～子ども子育て支援新制度の施行に伴い、幕別町立幼稚園についても新制度へ移行となることから、応能負担の原則に準じる新たな保育料の設定等を行うための改正 [平成27年3月10日公布/平成27年4月1日施行]

### 2) 教育委員会規則

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第1項の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務に関して、次のとおり7件の規則を改正した。

#### ① 幕別町立学校管理規則の一部を改正する規則

～教職員の職務専念義務免除における校長承認事項の明確化と各表簿の文章保存期間を規定する改正 [平成26年6月26日公布/平成26年6月26日施行]

#### ② 幕別町教育委員会の職務権限に関する事務の一部を教育長に委任する規則の一部を改正する規則

～委員会において処理すべき事項で急を要する事項が発生し、委員会の会議に諮る時間的余裕がないとき、教育長が委員会に代わって処理することができる専決規定を明確にする改正 [平成26年7月25日公布/平成26年7月25日施行]

#### ③ 幕別町教職員住宅管理規則の一部を改正する規則

～教職員住宅リフォーム工事に伴う教職員住宅の住宅料の改正 [平成26年10月1日公布/平成26年10月1日施行]

- ④ 幕別町文化表彰規則の一部を改正する規則  
～文化賞等選考基準を明確化及び表彰の制限の取り扱いを規定するための改正 [平成27年1月28日公布/平成27年2月1日施行]
- ⑤ 幕別町スポーツ表彰規則の一部を改正する規則  
～スポーツ賞等選考基準を明確化及び表彰の制限の取り扱いを規定するための改正 [平成27年1月28日公布/平成27年2月1日施行]
- ⑥ 幕別町立学校管理規則の一部を改正する規則  
～主幹教諭の配置規定及び転学や休学等の学籍について記録した「児童(生徒)異動台帳」を永年保存とする規定等を整備するための改正 [平成27年3月27日公布/平成27年4月1日施行]
- ⑦ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則  
～地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携の強化等を目的とし、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正が行われたことから、関係規則を一括して整理するための改正 [平成27年3月27日公布/平成27年4月1日施行]
- ⑧ 幕別町修学支援資金支給規則  
～幕別町奨学資金条例の全部改正による、幕別町就学支援資金条例の制定に伴う全部改正 [平成27年3月27日公布/平成27年4月1日施行]
- ⑨ 幕別町奨学資金選考委員会規則を廃止する規則  
～幕別町奨学資金条例の全部改正による、幕別町就学支援資金条例の制定に伴い、受給対象者となる基準や金額を決定していた奨学資金選考委員会の廃止に伴う規則の廃止 [平成27年3月27日公布/平成27年4月1日施行]
- ⑩ 幕別町立幼稚園規則の一部を改正する規則  
～幕別町立幼稚園設置条例の一部改正に伴う規則の改正 [平成27年3月27日公布/平成27年4月1日施行]

### 3) 規程、要綱等

- ① 修学旅行の引率業務等に従事する町立学校職員の勤務時間の割振り等に関する要領の一部を改正する要領  
～北海道学校職員の勤務時間、休憩等に関する条例等の一部改正による、休憩時間の変更に伴う改正 [平成26年4月1日公布/平成26年4月1日施行]
- ② 幕別町私立幼稚園就園奨励費補助金等交付要綱の一部を改正する要綱  
～所得階層区分に応じた補助限度額の改正及び同時就園する第2子以降について、所得制限を撤廃し本要綱の対象とする改正 [平成26年5月29日公布/平成26年4月1日適用]
- ③ 幕別町立幼稚園入園料及び保育料減免要綱の一部を改正する要綱  
～所得階層区分に応じた補助限度額の改正及び「第2子及び第3子を有する世帯」について、所得制限を撤廃し本要綱の対象とする改正 [平成26年5月29日公布/平成26年4月1日適用]
- ④ 幕別町いじめ問題等対策委員会設置要綱の一部を改正する要綱  
～本委員会を組織する委員の選出区分について、構成団体名などを改める改正 [平成26年6月26日公布/平成26年6月26日施行]
- ⑤ 幕別町中学生海外研修派遣事業要綱  
～参加者定員・研修生について、決定の方法をより公平で、明確にするための全部改正 [平成26年12月17日公布/平成26年12月17日施行]

- ⑥ 幕別町高校生海外研修派遣事業要綱  
～参加者定員・研修生について、決定の方法をより公平で、明確にするための全部改正 [平成26年12月17日公布/平成26年12月17日施行]
- ⑦ 小学校及び中学校における事務主任の命課基準の一部を改正する基準  
～事務主任の命課に、採用前の経験・実績を任用上適切に評価するための改正 [平成27年3月20日公布/平成27年4月1日施行]
- ⑧ 修学旅行の引率業務等に従事する町立学校職員の勤務時間の割振り等に関する要領の一部を改正する要領  
～本要綱の対象業務の拡大に伴う改正 [平成27年3月23日公布/平成27年4月1日施行]
- ⑨ 幕別町立小中学校及び幕別町立幼稚園運営協議会要綱の一部を改正する要綱  
～幕別町立幼稚園規則の改正に伴う引用条項を整備するための改正 [平成27年3月25日公布/平成27年4月1日施行]
- ⑩ 幕別町立幼稚園入園料及び保育料減免要綱を廃止する要綱  
～子ども子育て支援新制度への移行に伴い、町立幼稚園保育料は就援奨励費相当額を差し引いた額を国基準の利用者負担額としており、本要綱を適用しないこととなるため廃止する。[平成27年4月1日公布/平成27年4月1日施行]
- ⑪ 幕別町教育委員会学校教育推進員要綱の一部を改正する要綱  
～地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う引用条項の整備のための改正 [平成27年3月27日公布/平成27年4月1日施行]
- ⑫ 幕別町教育委員会事務局処務規程の一部を改正する規程  
～地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う引用条項の整備のための改正 [平成27年3月27日公布/平成27年4月1日施行]
- ⑬ 幕別町教育委員会公印規程の一部を改正する規程  
～地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、教育委員長と教育長が一本化されたことから、教育委員長と教育委員長職務代理者の印を規定から削除する改正 [平成27年3月27日公布/平成27年4月1日施行]
- ⑭ 幕別町立わかば幼稚園則の一部を改正する園則  
～子ども子育て支援新制度の施行に係る保育料について、園則に追加する改正 [平成27年3月27日公布/平成27年4月1日施行]

### 3 教育委員会委員の主な活動状況

教育委員会委員は、毎月1回以上の教育委員会会議や町立学校の各種行事、各種表彰式へ出席するなどの活動を行っている。以下、教育長を除く委員の状況（教育委員会会議への出席を除く。）を記載する。

- 4月1日(火) 教育委員会事務局職員辞令交付式(教育委員会) 沖田委員長
- 4月3日(木) 幕別町教職員を迎える会(百年記念ホール) 沖田委員長ほか3委員
- 4月8日(火) 幕別高等学校入学式 沖田委員長
- 4月9日(水) 中札内高等養護学校幕別分校入学式 沖田委員長
- 5月25日(日) 小・中学校(糠内小、糠内中) 合同運動会 小尾委員
- 5月25日(日) 中学校(札内中) 体育祭 早津委員
- 5月31日(土) 中学校(忠類中) 体育祭 瀧本委員
- 6月1日(日) 中学校(幕別中、札内東中) 体育祭 沖田委員長、早津委員
- 6月2日(月) 十勝管内教育委員会連絡協議会定例総会 沖田委員長

- 6月3日(火) 第2回幕別町議会定例会 沖田委員長
- 6月7日(土) 小学校(幕別小)運動会 早津委員
- 6月7日(土) 小学校(途別小、明倫小)運動会 小尾委員
- 6月7日(土) 小学校(忠類小)運動会 瀧本委員
- 6月8日(日) 小学校(古舞小)運動会 沖田委員長
- 6月8日(日) 小学校(札内南小、札内北小)運動会 小尾委員
- 6月10日(火) 第2回幕別町議会定例会 沖田委員長
- 6月11日(水) 第2回幕別町議会定例会 沖田委員長
- 6月14日(土) 小学校(白人小)運動会 沖田委員長
- 6月19日(木) 第2回幕別町議会定例会 沖田委員長
- 7月9日(水) 北海道市町村教育委員研修会(札幌市) 沖田委員長ほか2委員  
～10日(木)
- 7月25日(金) 幕別町図書館本館視察(図書館本館) 沖田委員長ほか3委員
- 8月8日(金) 東部十勝教育振興会研修会(豊頃町) 沖田委員長ほか3委員
- 9月3日(水) 第3回幕別町議会定例会 沖田委員長
- 9月4日(木) 幕別町教育実践交流会(札内南小) 沖田委員長ほか3委員
- 9月9日(火) 第3回幕別町議会定例会 沖田委員長
- 9月10日(水) 第3回幕別町議会定例会 沖田委員長
- 9月24日(水) 教育委員勉強会(教育委員会) 沖田委員長ほか3委員
- 9月26日(金) 第3回幕別町議会定例会 沖田委員長
- 10月1日(水) 幕別町開町記念式典(町民会館) 沖田委員長ほか3委員
- 10月1日(水) メルローズハイスクール研修生学校交流視察(札内中) 沖田委員長ほか3委員
- 10月3日(金) メルローズハイスクール研修生サヨナラパーティー(札内福祉センター)  
沖田委員長
- 10月10日(金) 途別小学校地域参観日(途別小) 沖田委員長ほか3委員
- 10月17日(金) 全道へき地複式教育研究大会(糠内小) 沖田委員長ほか3委員
- 10月30日(木) 学校支援地域本部に係る先進地視察(清水町、新得町) 沖田委員長ほか3委員
- 11月1日(土) 十勝教育を考えるつどい(鹿追町) 沖田委員長、早津委員
- 11月8日(土) 札内東中学校開校30周年記念祝賀会(札内東中) 沖田委員長
- 11月12日(水) 十勝管内市町村教育委員研修会(帶広市) 沖田委員長ほか3委員
- 11月14日(金) 北海道音楽教育研究大会十勝大会  
(白人小、札内東中、百年記念ホール) 沖田委員長ほか3委員
- 11月26日(水) 幕別町教育懇談会(札内福祉センター) 沖田委員長ほか3委員
- 11月28日(金) 第4回幕別町議会定例会 沖田委員長
- 12月4日(木) ICT機器活用授業研究会(白人小) 沖田委員長ほか3委員
- 12月10日(水) 第4回幕別町議会定例会 沖田委員長
- 12月11日(木) 第4回幕別町議会定例会 沖田委員長
- 12月14日(日) 幕別町PTA連合会研究大会(札内福祉センター) 沖田委員長
- 12月15日(月) ICT機器活用授業研究会(途別小) 沖田委員長ほか3委員
- 12月19日(金) 第4回幕別町議会定例会 沖田委員長
- 1月11日(日) 幕別町成人式(百年記念ホール) 沖田委員長ほか3委員
- 1月28日(水) 幕別町校長・教頭合同研修会(グランビィリオ) 沖田委員長ほか3委員
- 3月1日(日) 幕別高等学校卒業式 沖田委員長
- 3月4日(水) 第1回幕別町議会定例会 沖田委員長
- 3月10日(火) 第1回幕別町議会定例会 沖田委員長

- 3月13日(金) 幕別中学校卒業式 沖田委員長
- 3月13日(金) 糸内中学校卒業式 小尾委員
- 3月13日(金) 札内東中学校卒業式 早津委員
- 3月13日(金) 忠類中学校卒業式 瀧本委員
- 3月19日(木) わかば幼稚園卒園式 沖田委員長
- 3月20日(金) 幕別小学校卒業式 沖田委員長
- 3月20日(金) 第1回幕別町議会定例会 沖田委員長
- 3月21日(土) 幕別町文化・スポーツ賞等表彰式(百年記念ホール) 沖田委員長ほか3委員
- 3月23日(月) 札内南小学校卒業式 小尾委員
- 3月24日(火) 糸内小学校卒業式 沖田委員長
- 3月24日(火) 古舞小学校卒業式 早津委員
- 3月24日(火) 明倫小学校卒業式 小尾委員
- 3月24日(火) 忠類小学校卒業式 瀧本委員

#### 4 教育関係者の表彰

平成26年度幕別町文化賞、スポーツ賞等は、次のとおり幕別町文化・スポーツ賞表彰式を開催し表彰した。

- 1) 日時 平成27年3月21日
- 2) 場所 幕別町百年記念ホール
- 3) 被表彰者
  - ① 文化賞 1団体
  - ② スポーツ賞 1個人
  - ③ 文化奨励賞 29個人 2団体
  - ④ スポーツ奨励賞 25個人 13団体

#### 5 職員の懲戒処分の状況

- 1) 幕別町教育委員会事務局職員の懲戒処分 該当なし
- 2) 北海道教育委員会による学校職員の懲戒処分
  - ① 懲戒処分 1校 1人  
・体罰行為 1校 1人

## 6 附属機関等の活動状況等

| 附属機関の名称   | 設置根拠(条例等)  |  | 設置目的   |  | 設置時期     | 設置義務の有無 | 設置義務の法律等  |                |
|---|--|--|--|--|----------|---------|---|----------------|
|   | 委員数  | 報酬(II26)   | 会議開催回数   |  |          |         | 活動内容  | 担当課係           |
| 幕別町立学校あり方検討会  | 幕別町立学校あり方検討会条例(平成18年9月26日条例第28号)   |  | 少子化や大規模な宅地開発等により見直しが迫られている小中学校の配置や規模、通学区域などに関して調査並びに審議を行っため。                                       |  | 平成18年11月 | 無       | 地方自治法第138条の4③<br>普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。  |                |
|   | 15名  | 委員長<br>5,700円<br>委員<br>5,200円<br>支出総額<br>0円      | 0回<br>(内訳)<br>小中学校の通学区域<br>に関すること  | 無  |          |         |   | 学校教育課<br>学校教育係 |
| 幕別小学校運営協議会<br>南幕別地区学校運営協議会<br>西幕別地区小学校運営協議会<br>白人小学校運営協議会<br>札内南小学校運営協議会<br>札内北小学校運営協議会<br>忠類小学校運営協議会<br>幕別中学校運営協議会<br>札内中学校運営協議会<br>札内東中学校運営協議会<br>忠類中学校運営協議会<br>わかば幼稚園運営協議会 | ・幕別町立学校管理規則(昭和51年12月27日教育委員会規則第5号)<br>・幕別町立小中学校及び幕別町立幼稚園運営協議会要綱(平成16年3月19日要綱基準等第16号) |  | 学校及び幼稚園の教育目標、教育計画、学校等運営、地域との連携など広く学校等経営に関する事項について保護者や地域の方々と意見を交換しすることにより、地域や社会に「開かれた学校」づくりを一層推進する。 |  | 平成16年4月  | 無       | 学校教育法施行規則第49条<br>1 小学校には、設置者の定めるところにより、学校評議員を置くことができる。<br>2 学校評議員は、校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べることができる。<br>3 学校評議員は、当該小学校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有するもののうちから、校長の推薦により、当該小学校の設置者が委嘱する。  |                |
|   | 各協議会5名。ただし、連携校は1校3名。   | 無<br>※各協議会に交付金<br>支出総額<br>422,500円               | 中学校区別ブロック<br>協議会:各1回<br>協議会別:各3回   | 各協議会において、主に次のことについて学校と協議員とで意見交換を行う。<br>1 教育目標、教育計画、学校等運営の基本方針について<br>2 授業、学校等行事、体験学習等の教育活動並びにこれらに対する地域の協力・支援について<br>3 いじめや非行防止など児童生徒の健全育成と地域の連携について<br>4 災害等緊急時における学校等と地域の連携について<br>5 学校等施設の地域開放について |          |         |   | 学校教育課<br>学校教育係 |
| 幕別町就学指導委員会  | 幕別町就学指導委員会設置条例(昭和55年9月29日条例第34号)   |  | 心身に障害をもつ就学予定者、学齢児童及び学齢生徒の適切な就学指導を図る。   |  | 昭和55年10月 | 無       | ※参考<br>学校教育法施行令第18条の2<br>市町村の教育委員会は、児童生徒等のうち視覚障害者等について、第5条(第6条(第2号を除く。)において準用する場合を含む。)又は第11条第1項(第11条の2、第11条の3、第12条第2項及び第12条の2第2項において準用する場合を含む。)の通知をしようとするときは、その保護者及び教育学、医学、心理学その他の障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聞くものとする。 |                |
|   | 25名  | 委員長<br>5,700円<br>委員<br>5,200円<br>支出総額<br>26,000円 | 2回   | 教育上特別な取扱いを要する児童及び生徒の障害の種類、程度等の判断に関し、教育委員会の諮問に応じ、調査及び審議を行なう。  |          |         | 学校教育課<br>学校教育係  |                |

| 附属機関の名称          | 設置根拠(条例等)                             |  | 設置目的   |   | 設置義務の有無 | 設置義務の法律等  |
|------------------|---------------------------------------|--|--|---|---------|---|
|                  | 委員数                                   | 報酬(1126)   | 会議開催回数   | 活動内容  |         |   |
| 幕別町いじめ問題等対策委員会   | 幕別町いじめ問題等対策委員会設置要綱(平成7年9月22日要綱基準等第8号) |  | いじめの未然防止と早期発見のため広く町内の実態を把握し、いじめにかかる諸問題を協議し、児童生徒の心身の健全な成長を図る。                                       | 平成7年9月  | 無       |   |
|                  | 17名                                   | 無<br>※委員会に交付金。<br>支出総額<br>95,000円                | 2回   | ・いじめ防止標語の募集(児童生徒対象)<br>・講演会の開催(町PTA連合会及び町児童生徒健全育成推進委員会との共催)<br>・幕別町いじめ問題等対策委員会だより(かわら版)の作成。                 |         | 学校教育課<br>学校教育係  |
| 幕別町いじめ防止対策推進委員会  | 幕別町いじめ防止対策推進委員会条例(平成26年12月19日条例第23号)  |  | 幕別町いじめ防止基本方針に基づく町立の小学校及び中学校におけるいじめの防止等の対策を実効的に行うための調査研究及び審議及びいじめの事案について、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。 | 平成27年2月   | 有       | <p>いじめ防止対策推進法第14条③</p> <p>前二項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。</p> <p>いじめ防止対策推進法第28条①</p> <p>学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。</p> <p>1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。</p> <p>2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。</p> |
|                  | 5名                                    | 委員長<br>5,700円<br>委員<br>5,200円<br>支出総額<br>15,600円 | 1回   | ・いじめの防止等の対策を実効的に行うための調査研究<br>・いじめの事案に対する重大事態の事実関係の調査<br>・いじめ防止標語の募集(児童生徒対象)<br>・幕別町いじめ問題等対策委員会だより(かわら版)の作成。 |         | 学校教育課<br>学校教育係  |
| 幕別町学校給食センター運営委員会 | 幕別町給食センター条例(平成9年12月19日条例第32号)         |  | 給食センターの適正かつ円滑な運営を図るため。   | 平成10年4月   | 無       | 地方自治法第138条の4③   |
|                  | 14名                                   | 委員長<br>5,700円<br>委員<br>5,200円<br>支出総額<br>26,000円 | 平成26年度<br>1回開催   | ・学校給食に関する報告及び意見交換。  |         | 学校給食センター  |

| 附属機関の名称          | 設置根拠(条例等)                               |   | 設置目的   |   | 設置時期  | 設置義務の有無 | 設置義務の法律等   |                |  |
|------------------|---|---|--------|---|-------|---------|--|----------------|--|
|                  | 委員数                                     | 報酬(H26)   | 会議開催回数 | 活動内容  |       |         | 担当課係   |                |  |
| 幕別町社会教育委員会       | 幕別町社会教育委員に関する条例(平成5年3月29日条例第4号)         |   |        | 社会教育に関し教育委員長を経て教育委員会に助言するため、次の職務を行う。<br>①社会教育に関する諸計画を立案すること。<br>②定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。<br>③前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。<br>※かつて社会教育委員の兼務であった公民館法第7条の適用する公民館審議員会が設置されていたが、必置義務がなくなり現在に至る。     | 昭和24年 | 無       | 社会教育法第15条<br>都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。<br>平成4年5月27日社会教育文化審議会<br>社会教育制度について(報告)<br>—社会教育委員会及び同委員会の会議の活性化について一の中で、ほぼ全国的に設置されている状態であるから、改正をして必置にするまでもないとの報告あり。 |                |  |
|                  | 15名                                     | 委員長<br>5,700円<br>委員<br>5,200円<br>支出総額<br>617,900円 | 3回     | 平成24年度社会教育事業報告、平成25年度社会教育関係予算、『歴史の散歩道』選定申請について、平成25年度社会教育関連事業計画の審議、夏休み「学び隊」、小学校国内研修派遣事業、コミュニティカレッジ、青少年公開講座、ジュニアサタデースクール実施の報告。冬休み「学び隊」、平成26年成人式について、冬季スポーツ初心者教室について、中・高生海外研修派遣事業について報告、幕別町文化賞・スポーツ賞等の選考について審議。 |       |         |  | 生涯学習課<br>社会教育係 |  |
| 地域生涯学習推進委員会      | 無                                       |   |        | 不明  | 無     |         |  |                |  |
|                  | 44名                                     | 無<br>※推進委員会に補助金として支出<br>支出総額<br>100,000円          | 2回     | 公民館まつりを実施<br>糠内公民館 50,000円<br>駒畠公民館 50,000円   |       |         |  | 生涯学習課<br>社会教育係 |  |
| 幕別町児童生徒健全育成推進委員会 | 幕別町児童生徒健全育成推進委員会設置要綱(平成11年6月1日要綱基準等第4号) |   |        | 未来を担う青少年が心身共に健やかに成長するために、在学青少年の生活指導上、必要な事項について研究協議を図り、活動の指針を示すとともに実践に向けて各関係機関に働きかけを行う。  | 昭和60年 | 無       | ※参考<br>昭和60年12月議会において「児童生徒健全育成推進の町」を議決。<br>当時、文部科学省の「青少年健全育成整備体制」の補助金を受け、幕別町がモデル町となつた。10~12の組織については、健全育成推進体制づくりの下部組織としてつくられている。故に推進委員として各4地区から委員が選出されている。    |                |  |
|                  | 20名                                     | 無<br>※委員会に交付金<br>支出総額<br>550,000円                 | 6回     | パンフレット発行(3号)、交通安全街頭啓発(各学校区)、健全育成標語募集・選考・ポスター製作・善行賞募集・表彰、防犯カード製作・配布、こども110番の家のぼり設置依頼、研修会の開催(連Pとの共催)  |       |         |  | 生涯学習課<br>社会教育係 |  |

| 附属機関の名称                       | 設置根拠(条例等)                               |         |        | 設置目的  |  | 設置時期  | 設置義務の有無 | 設置義務の法律等  |  |
|-------------------------------|---|---------|--------|---|--|-------|---------|---|--|
|                               | 委員数                                     | 報酬(月26) | 会議開催回数 | 活動内容  |  |       |         | 担当課係  |  |
| 生徒指導連絡協議会<br>(幕別小中高PTA連絡協議会)  | 幕別町児童生徒健全育成推進委員会設置要綱(平成11年6月1日要綱基準等第4号) |         |        | 地域における児童生徒の健全育成と生活指導面の連絡と協調を密にし、指導の充実と三校間の交流を深める。                                   |  | 昭和60年 | 無       | ※参考<br>昭和60年12月議会において「児童生徒健全育成推進の町」を議決。当時、文部科学省の「青少年健全育成整備体制」の補助金を受け、幕別町がモデル町となつた。10~12の組織については、健全育成推進体制づくりの下部組織としてつくられている。故に推進委員として各4地区から委員が選出されている。 |  |
|                               | 19名                                     | 無       | 4回     | 盆踊り夜間巡視、秋祭り夜間巡視、交通安全指導、校外指導、研修活動  |  |       |         | 生涯学習課<br>社会教育係  |  |
| 生徒指導連絡協議会<br>(札内地区生活指導連絡協議会)  | 幕別町児童生徒健全育成推進委員会設置要綱(平成11年6月1日要綱基準等第4号) |         |        | 札内地区の小・中・高校が生活指導上必要な事項について連絡・協議を図り、教育向上の実をあげるとともに、健全で豊かな教育風土をもった地区にすること。            |  | 昭和60年 | 無       | ※参考<br>昭和60年12月議会において「児童生徒健全育成推進の町」を議決。当時、文部科学省の「青少年健全育成整備体制」の補助金を受け、幕別町がモデル町となつた。10~12の組織については、健全育成推進体制づくりの下部組織としてつくられている。故に推進委員として各4地区から委員が選出されている。 |  |
|                               | 17名                                     | 無       | 4回     | 各学校間の情報交換、生活指導モニターミーティング、夏季休業中の巡視、札内神社祭典巡視  |  |       |         | 生涯学習課<br>社会教育係  |  |
| 生徒指導連絡協議会<br>(南幕別地区生活指導連絡協議会) | 幕別町児童生徒健全育成推進委員会設置要綱(平成11年6月1日要綱基準等第4号) |         |        | 南幕別地区の小中学校の鼓動生徒の健全育成を目指し、生活指導上必要な事項について連絡・協議し、教育向上の実をあげるとともに、健全で豊かな教育風土をもった地区にすること。 |  | 昭和60年 | 無       | ※参考<br>昭和60年12月議会において「児童生徒健全育成推進の町」を議決。当時、文部科学省の「青少年健全育成整備体制」の補助金を受け、幕別町がモデル町となつた。10~12の組織については、健全育成推進体制づくりの下部組織としてつくられている。故に推進委員として各4地区から委員が選出されている。 |  |
|                               | 36名                                     | 無       | 4回     | 広報誌「なんまく」発行、教育講演会開催、児童生徒の健全育成、安全確保についての情報交換、研修会の開催                                  |  |       |         | 生涯学習課<br>社会教育係  |  |
| 生徒指導連絡協議会<br>(忠類地区生活指導連絡協議会)  | 幕別町児童生徒健全育成推進委員会設置要綱(平成11年6月1日要綱基準等第4号) |         |        | 忠類地区の小中学校の鼓動生徒の健全育成を目指し、生活指導上必要な事項について連絡・協議し、教育向上の実をあげるとともに、健全で豊かな教育風土をもった地区にすること。  |  | 平成18年 | 無       | ※参考<br>昭和60年12月議会において「児童生徒健全育成推進の町」を議決。当時、文部科学省の「青少年健全育成整備体制」の補助金を受け、幕別町がモデル町となつた。10~12の組織については、健全育成推進体制づくりの下部組織としてつくられている。故に推進委員として各4地区から委員が選出されている。 |  |
|                               | 21名                                     | 無       | 4回     | 'こども110番の家'協力依頼、旗の設置、登下校のパトロール、生活実態調査の実施、夜間巡視、安全啓発                                  |  |       |         | 生涯学習課<br>社会教育係  |  |

| 附属機関の名称   | 設置根拠(条例等)                                 |  | 設置目的                              |  | 設置時期 | 設置義務の有無  | 設置義務の法律等  |  |
|---|---|--|-----------------------------------|--|------|--|---|--|
|   | 委員数                                       | 報酬(H26)  | 会議開催回数                            | 活動内容   |      |  | 担当課係  |  |
| 幕別町文化財審議委員会   | 幕別町文化財保護条例<br>(平成8年3月25日条例第11号)           |  | 文化財の保存及び活用について教育委員会の諮問に応じ、調査審議する。 |  | 平成8年 | 無  | 文化財保護法第190条<br>都道府県及び市町村の教育委員会に、条例の定めるところにより、地方文化財保護審議会を置くことができる。 |  |
|   | 5名  | 委員長<br>5,700円<br>委員<br>5,200円<br>支出総額<br>21,300円   | 1回                                | 審議：幕別町郷土文化資料館整備等基本構想（案）について  |      |  | 生涯学習課<br>社会教育係  |  |
| 幕別町スポーツ推進委員会<br><br>(平成23年8月24日スポーツ基本法施行により体育指導委員からスポーツ推進委員となる) | 幕別町スポーツ推進委員規則<br>(平成23年12月22日教育委員会規則第11号) | 町民の健康増進とスポーツの振興を図るために、次の職務を行なう。<br>①スポーツの実技指導及び助言を行うこと。<br>②スポーツ活動の促進とスポーツ団体の育成を図ること。<br>③教育機関その他行政機関の行うスポーツ行事又は事業に対する協力をを行うこと。<br>④体育施設の管理運営並びに整備拡充について、教育委員会の諮問に応じて答申し、又は意見を具申すること。<br>⑤前各号に掲げるもののほか、町民のスポーツの振興に関すること。 |                                   | 昭和33年<br><br>(平成23年)   | 無    | スポーツ振興法第19条①<br>市町村の教育委員会は、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を持ち、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を持つ者の中から、体育指導委員を委嘱するものとする。<br>同法第19条②<br>体育指導委員は、教育委員会規則の定めるところにより、当該市町村におけるスポーツの振興のため、住民に対し、スポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行なうものとする。<br>スポーツ基本法第32条①<br>市町村の教育委員会は、当該市町村におけるスポーツ推進に係る体制の整備を図るために、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。<br>同法第32条②<br>スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行なうものとする。) |   |  |
|   | 12名                                       | 委員<br>5,200円<br>支出総額<br>447,200円   | 5回                                | 生涯スポーツの情報提供、スポーツの実技指導、助言、スポーツ・レクリエーション活動の推進とコミュニティスポーツの振興、ニュースポーツの推進、総合型地域スポーツクラブの育成・支援。 |      |  | 生涯学習課<br>社会体育係  |  |

※ 報酬、会議開催回数、活動内容は平成26年度の状況